

公 告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第 22 条第 10 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 21 日

有田市長 望 月 良 男



1 対象となる特定空家等の概要

所在地 有田市宮崎町 1302 番地

用途 旅館

構造 鉄骨造 6 階建て

規模 延床面積 968.31 m²

附属建物 物置（コンクリートブロック造平屋建て、延床面積 9.05 m²）

2 所有者等に命ずる必要な措置の内容

3 措置の期限までに、当該特定空家等を除却すること。

3 措置の期限

令和 6 年 4 月 19 日

期限までに措置が履行されない場合、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が当該措置を行う。

4 動産等の取扱い

市長等が当該措置を行うときは、当該特定空家等に残置されている動産等を撤去し、処分するため、動産等について権利を主張しようとする者は、3 措置の期限までに搬出すること。

5 お問合せ先

有田市 経済建設部 都市整備課 公共建築係

電話：0737-22-3619